新型コロナウイルス感染拡大防止のための高知大学の活動指針

現在のレベル2 (令和4年3月29日から適用)

レベル		授業	入試	学生の課外活動	研究活動	県外移動・出張	行事・イベント等	管理運営活動 (事務業務含む)	会議等
О	通常								
1	制限	・感染防止策を講じた上	・感染防止策を講じた上	・感染防止策を講じた上	・感染防止策を講じた上で	【全レベル共通】	・感染防止策を講じた	・感染防止策を講じた上	・感染防止策を講じた上
	(小)	で、対面で実施する。	で、教室での筆記試験、	で、活動を可とする。	実施する。	・緊急事態宣言、まん延防止	上で実施する。	で、通常どおり実施す	で、対面での実施を可
		・オンライン授業も可とす	対面での面接等の実施			等重点措置が適用されて		る。	とするが、オンライン
		る。	を可とする。			いる都道府県またはこれ		・テレワークが可能な業	会議を推奨する。
						らと同等の感染状況にあ		務はテレワークを推	・外部との打ち合わせは
						る都道府県への移動は慎		奨する。	オンライン会議を推奨
						重に判断する。			する。
2	制限	・対面による授業とオンラ	・感染防止策を講じた上	・感染防止策を講じた上	・自宅で可能な研究活動は、	・高知県に緊急事態宣言、ま	・許可された場合を除	・感染防止策を徹底し、	・感染防止策を講じた上
	(中)	イン授業を併用する。対	で、教室での筆記試験、	で、一部の活動を可と	自宅で行う。 ・自宅外での研究活動は、感	ん延防止等重点措置が適	き、対面による行	業務の優先度を精査	で、対面での実施を可
		面による授業は、感染防	対面での面接等の実施	する。	染拡大に最大限の配慮を	用されている時または高	事・イベントは中止	して実施する。	とするが、原則オンラ
		止策を十分に講じた上	を可とする。		しつつ、現場での滞在期	知県がこれらと同等の感	又は延期する。	・業務の性質上可能な業	イン会議とする。
		で実施する。			間を減らして実施する。	染状況にある時は、他県		務はテレワークに移	・外部との打ち合わせは
						への移動は慎重に判断す		行する。	原則オンライン会議と
						る。			する。
3	制限	・緊急性を伴う場合や国家	・許可された場合を除	・課外活動は原則禁止と	・可能な限り自宅で研究活		・対面による行事・イ	・感染防止策を徹底し、	・原則オンライン会議と
	(大)	資格等の取得に必須の	き、原則教室での筆記	する。	動を行う。		ベントは中止又は	業務の優先度を精査	する。
		場合並びに、徹底した感	試験、対面での面接等		・自宅外での研究活動は、自		延期する。	して実施する。	・外部との打ち合わせは
		染対策を講じることが	は禁止とする。		粛する(研究の継続上や			・テレワークを積極的に	オンライン会議とす
		できる一部の実験、実			むをえない場合は、所属			実施する。	る。
		習、実技は、対面で実施			部局長の許可の下、実施				
		し、その他の授業はオン			する)。				
		ラインで実施する。							
4	制限	・キャンパスへの学生の入	・教室での筆記試験、対	・課外活動は禁止とす	・自宅で研究活動を行う。		・対面による行事・イ	・事務機能の維持、大学	・全てオンライン会議と
	(活動	構を禁止し、オンライン	面での面接等は禁止と	る。	・自宅外での研究活動は禁		ベントは中止又は	の設備等の維持管理、	する。
	の停	授業のみ実施する。	する。		止する(所属部局長の許可		延期する。	緊急事態に対応する	・外部との打ち合わせは
	止)				の下、最低限の研究活動維			職員のみ出勤し、他の	オンライン会議とす
					持に必要な研究スタッフの			職員はテレワークと	る。
					学内への立入りは可とす			する。	
					る)。				

- ・黄色は現在のレベルを示しており、今後の感染状況の変化等により、本学危機対策本部において随時見直しを行います。
- ・この活動指針は、全学共通を原則としますが、感染状況に応じてキャンパス又は部局ごとに判断することがあります。
- ・医療関係者及びコロナウイルス研究従事者はこの活動指針の適用範囲外とします。
- ・教育学部附属学校園は、本活動指針における本学のレベルや近隣学校、教育委員会等の対応を参考に、別途判断します。
- ・大学入学共通テストの実施については、レベルにかかわらず、大学入試センターからの指示に従って行います。
- ・県外移動については、国もしくは県からより強い県外移動制限がかけられる場合は、それによるものとします。